

令和3年5月19日時点

令和3年度結城市小規模事業者 緊急支援給付金

～申請の手引き～

申請受付期間

令和3年5月21日（金）～令和3年6月30日（水）【当日消印有効】

※ただし、申請数が予算枠に到達次第終了となります。

結城市では、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者等の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者等に対し、予算の範囲内で、令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金を交付します。

この給付金を希望する場合は、本手引きと『令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金事業実施要項』に基づいて、申請の手続きしてください。

【申請先・お問い合わせ先】

結城市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援窓口

〒307-0001 茨城県結城市大字結城 531（結城商工会議所内）

開設日時：5月21日（金）～6月30日（水）までの月～金（土日祝日を除く）

午前9時～午後4時 ※感染症対策支援補助金のべ切と異なります。

TEL： **050-3173-8505**

実施者：結城市経済環境部商工観光課

《支援窓口の主な業務》

- ・問い合わせやご相談及び電話対応
- ・書類提出等のための面談（予約制）

1. 申請受付期間

令和3年5月21日（金）～令和3年6月30日（水）【当日消印有効】

※ ただし、申請数が予算枠に到達次第終了となります。

2. 申請書の入手方法

申請に関する書類は、結城市商工観光課、山川文化会館、江川出張所、結城出張所、結城商工会議所等において配布しているほか、市ホームページにおいてもダウンロードすることができます。

3. 申請方法

郵送となります。一般書留又は簡易書留で下記へ郵送してください。普通郵便でも受付はいたしますが、不着の際は受付できませんので、ご注意ください。

〒307-0001 茨城県結城市大字結城531番地 結城商工会議所内

結城市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援窓口 宛て

※ 交付申請の受付は先着順で行い、予算を超えた時点で受付終了となりますので、ご注意ください。

4. 対象者

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項で規定する者であって、市内に本店を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人事業主

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上金額が令和2年11月から令和3年3月までの任意の連続する3か月間において前年同月比で30パーセント以上減少していること。ただし、令和2年度結城市小規模事業者緊急支援給付金（以下「令和2年度給付金」という。）の交付を受けた者にあっては、令和2年度給付金の申請時に対象とした連続する3か月間と今回の申請時に対象とする連続する3か月間について、重複がないようにしなければならない。

(3) 市税等が完納されていること。

(4) 直近の年分で確定申告をしていること

(5) 市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

5. 補助対象事業・補助率

給付金の額は、以下のとおりです。

申請区分	対象の連続する3か月間における前年同月と比較した際の売上金額減少率	給付金の額
法人	30パーセント以上50パーセント未満	10万円
	50パーセント以上	50万円
個人事業主	30パーセント以上50パーセント未満	10万円
	50パーセント以上	30万円

6. 申請の方法

交付申請兼請求書と添付書類をまとめて提出してください。

なお、申請に不備がある場合、申請の受付は出来ませんのでご注意ください。

審査期間は3～4週間程度要します。

注) 売上が減少したことを証明する帳簿等については、必ずコピーを送付願います。

原本を送付いただいても返却しかねます。

◆申請に必要な書類一覧

(下記のチェックリストにより確認すること。)

法人	個人事業主
<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト	<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト
<input type="checkbox"/> 直近の事業年分の確定申告書(1枚目のみ)	<input type="checkbox"/> 令和元・2年分の確定申告書B(第一表)(1枚目のみ)
<input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書(確定申告書に添付したもの)	<input type="checkbox"/> 令和元・2年度分所得税申告決算書(確定申告書に添付したもので月別売上がわかること)
<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)	<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)
<input type="checkbox"/> 法人名義の通帳の写し	<input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳の写し
<input type="checkbox"/> 開業届出の写し(開業届出、登記簿謄本、履歴事項全部)	<input type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることがわかるもの(開業届出、営業許可証、店舗)

証明書等)	の賃貸借契約書等)
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）
	<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書

※出来るかぎり、確定申告書別表一の写しには収受日付印が押されていることが望ましい。

※e-Taxによる申請の場合は「受信通知」を添付すること。

7. 交付する補助金の支払い

令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付申請兼請求書を受理後、審査の後に給付金額が確定しますので、市から『令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付決定通知書』及び振込予定日を通知の上、振込先口座へ入金します。

結城市小規模事業者緊急支援給付金 Q & A

Q 1 自分が対象になるのか教えてほしい。

A 1 中小企業基本法に定める「小規模事業者」を対象としており、商業・サービス業の場合、常時使用する従業員数 5 人以下、製造業その他の業種の場合 20 人以下が条件となります。

また、次の各要件をすべて満たす必要があります。

- ① 法人の場合、令和 2 年 4 月 1 日（以下、「基準日」という。）までに結城市内に本店を設置し、申請日までに法人登記が完了していること。個人事業主の場合、基準日までに市内で事業を開始し、申請日までに開業届が受理されていること。
- ② 令和 2 年 4 月 1 日から申請日までの間、結城市内で事業を継続していること。
（途中で本店移転や転出をして戻ってきた場合などは不可）
- ③ 新型コロナウイルスにより売上高が減少していること。
（令和 2 年 1 1 月から令和 3 年 3 月までの間の連続する 3 か月の売上合計高が、前年同月比の連続する 3 か月の売上合計高と比較して、30%以上減少していること。）
- ④ 市税等に未納がないこと。

小規模事業者

中小企業基本法第 2 条第 1 項

（中小事業者の範囲及び用語の定義）

第 2 条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小事業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

5 この法律において「小規模事業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者をいう。

業種	常時使用する従業員の数 （※パート・アルバイト従業員除く）
製造業その他の業種	20 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5 人以下

Q 2 常時使用する従業員数には、パートやアルバイトも含まれるのか。

A 2 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されています。従って、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断が必要となります。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必

要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないとされています。

Q 3 【個人事業主】結城市内に住み、他市で事業を行っている。結城市に税金は納めているが対象になるか。

A 3 結城市で事業を行っていることが条件となりますので、対象外となります。なお、他市で事業を行っているのであれば、他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

Q 4 【個人事業主】市外に住んでいるが、結城市で事業を行っている。対象になるか。

A 4 結城市に住所を有していれば、対象になります。

Q 5 【個人事業主】開業届を出していない。確定申告書（白色）の写しはあるがだめか。

A 5 開業届を出していることが条件となります。申請日までの間に、令和2年4月1日以前から事業を行っている旨の開業届が受理された場合には対象となります。

Q 6 【個人事業主】副業で事業を行っている。給付の対象となるか。

A 6 開業届を出して事業を行っている場合は対象となります。ただし、主たる事業と副業の事業の売上明細がでている場合とします。

Q 7 【法人】本店が他市にあり、事業所が結城市にある。結城市に事業実態があるが、対象になるか。

A 7 履歴事項全部証明書記載の本店所在地で判断しますので、対象外となります。他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

Q 8 結城市内に複数事業所がある。それぞれで給付を受けることは可能か。

A 8 同一事業者につき、1回の給付のみとなっております。ただし、同一の代表者であっても、経営が異なる場合（法人登記が別々の場合）、それぞれが対象となります。

Q 9 サービス業を営んでいて、基準日（令和2年4月1日）においては従業員が5人を超えていたが、申請日においては5人以下となった。対象になるか。

A 9 申請日において小規模企業者であることが条件となりますので、対象となります。逆に、基準日において小規模企業者であっても、従業員の増加により申請日において小規模企業者でなくなった場合には対象外となります。

Q 10 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、給付対象となるか。

A 10 農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会

社」に該当しないとされ、中小企業者に該当しないものと解されていることから、給付の対象外となります。

Q 1 1 どのように申し込めばいいのか。

A 1 1 市役所窓口・結城出張所・山川文化会館・江川出張所、結城商工会議所では申請書を手または、市ホームページから申請書類を一式ダウンロードいただき「結城市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援窓口」までご郵送ください。事業者支援窓口等では、受付いたしませんので必ず郵送で申請ください。

Q 1 2 普通郵便で郵送すればいいのか。

A 1 2 一般書留又は簡易書留でお送りください。普通郵便でも受付はいたしますが、不着の際は受付できませんので、ご注意ください。

Q 1 3 いつまでに申請すればいいか。

A 1 3 令和3年6月30日（水）消印有効となります。

Q 1 4 申請に必要なものを教えてほしい。

A 1 4 次の書類の提出が必要になります。

法人	個人事業主
<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト	<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト
<input type="checkbox"/> 直近の事業年分の確定申告書(1枚目のみ)	<input type="checkbox"/> 令和元年分の確定申告書B(第一表)(1枚目のみ)
<input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書(確定申告書に添付したもの)	<input type="checkbox"/> 令和元年度分所得税申告決算書(確定申告書に添付したもので月別売上がわかること)
<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)	<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)
<input type="checkbox"/> 法人名義の通帳の写し	<input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳の写し
<input type="checkbox"/> 開業届出の写し	<input type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることがわかるもの(開業届出, 営業許可証, 店舗の賃貸借契約書等)
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証又はマイナンバーカード又は保険証等)
	<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書

Q 1 5 HPを閲覧できる環境(申請書をダウンロードできる環境)がないが、どうすればよいか。

A 1 5 ダウンロードできない方には、市商工観光課窓口や市役所出張所、結城商工会議

所でも申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので、予めご了承ください。

Q 1 6 いつ給付されるのか。

A 1 6 申請から概ね3～4週間程度を予定しています。申請状況により、多少前後する場合があります。「決定通知書」をお送りしますので、そちらで振込予定日をご確認ください。

Q 1 7 先着順か。遅くなったら給付されないのか。

A 1 7 申請数が予算枠に到達次第終了となります。ただし、給付手続きにつきましては、到着順に行います。なお、申請期間を経過した場合は給付できませんので、ご注意ください。

Q 1 8 確定申告書の控えに収受印がない場合や、e-Taxの場合はどうすればいいか。

A 1 8 提出していただく確定申告書類の控えは、出来るかぎり収受印が押印されているものを提出してください。e-Taxの場合は、「受信通知」をあわせて提出してください。

Q 2 0 他の給付金（国，県等）と重複して申請することはできるか。

A 2 0 こちらの給付金は、国，県等，他の給付金と重複して申請することは可能です。ただし、他の給付金の申請における重複の可否については、申請先にご確認ください。

Q 2 1 申請日時点で休業している。給付の対象となるか。

A 2 1 営業時間短縮要請期間中に休業した場合は対象になります。それ以外の期間については、事業継続を支えることを目的としているため、休業している場合は対象外となります。

《参考》

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請期間：1 / 6～2 / 2 2

Q 2 2 手続きに係る費用（郵送料，証明書等）は自己負担か。

A 2 2 郵送料等，手続きに係る諸費用は自己負担となりますので，ご了承ください。

Q 2 3 開業届の控えを紛失したが，どうすればいいか。

A 2 3 開業届の控えを紛失したときは、「保有個人情報開示請求書」を税務署に提出することにより，再発行を受けることができます。詳細は，税務署へお問い合わせください。

Q 2 4 【個人事業主】親から事業を引き継いで今年（令和2年4月2日以降）から事業を行っている。給付の対象になるか

A 2 4 事業の継続性が認められる場合は対象となります。その場合は，前事業主の所得税の確定申告書の控えの写し等，事業が継続していることがわかる書類を提出してく

ださい。また、開業届の控えの写しも前事業主、現事業主分提出してください。

Q 2 5 【個人事業主】事務所に所属せず、個人で事業を行っている。給付の対象となるか。

A 2 5 結城市で事業を行っている旨の開業届を出していれば、給付の対象となります。
また、開業届を出していない場合は、申請日までの間に、令和2年4月1日以前に事業を開始している旨の開業届が税務署に受理されれば、申請可能となります。

Q 2 6 法人番号がわからない。

A 2 6 法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトまたは提出された確定申告書に記載がありますのでそちらをご確認ください。

Q 2 7 給付金は課税の対象になるのか。

A 2 7 税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、課税対象となりません。

Q 2 8 複数の業種を行っているが、どのように記載すればいいのか。

A 2 8 売上が一番大きな業種を基準としてご記入ください。

Q 2 9 前回給付金の支給を受けたが、第4弾でも申請できるのか。

A 2 9 対象要件をご確認のうえ申請してください。

しかし、前回申請した月を含んで申請することはできません。

例えば、10・11・12月で申請した場合は、または11・12・1月や12・1・2月での申請はできませんのでお気をつけ下さい。

記入例

令和3年〇月××日

結城市長 小林 栄 様

令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付申請書兼請求書

標記の件について、令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付要項第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項及び添付書類については事実と相違ありません。

また、交付の決定があったときは、指定口座へ振り込まれますよう、併せて請求します。

1 申請者

申請者区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主		
住所	〒307-8501 結城市中央町二丁目		
事業所名	まゆげった会社		
代表者氏名	まゆげった	生年月日	〇〇月〇〇日
電話番号	0296-32-1111	設立年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
請求額	※ 300,000 円	前回までの申請状況	有(1回・ 2回 ・3回) 無

前回申請している方は、該当するところに○をつけてください。
今回初めての方は、無につけてください。

2 振込先（個人事業主は同一名義の口座を記入してください。）

金融機関	〇〇銀行	支店名	××支店
金融機関	×××	支店コード	×××
預金種別	普通 ・ 当座	フリガナ	マユゲツタ
口座番号	×××××××		

金額を必ず入れてください。

3 事業内容

法人番号 (法人のみ記載)				
従業員数	1 人			
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input checked="" type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> その他 ()			
売上比較	前年 1 2 月	前年 1 月	前年 2 月	前年合計 (A)
	200,000	50,000	150,000	400,000
	今年 1 2 月	今年 1 月	今年 2 月	今年合計 (B)
	50,000	30,000	80,000	160,000
減少率※				60.0%

前年度及び今年度の連続する3か月の売上高をそれぞれ記載して下さい。合計金額を計算式に入れて計算して下さい。

※備考欄		
確認①	確認②	審査

※計算式 ((A) - (B)) / (A) × 100 (小数第2位以下切り捨て)

(裏面)

同意書	
私は	必ず記載してください。金の交付に係る審査のため、結城市が市税等の
申告・	記載がない場合は、受付でき 関に照会することについて同意します。
	ません。
日	令和3年○月××
結城市長	小林 栄 様
申請者	住 所.....結城市中央町二丁目3番地
	事業所名.....まゆげった会社
	氏 名.....まゆげった

◆申請に必要な書類一覧

(下記のチェックリストにより確認すること。)

法人	個人事業主
<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト
<input type="checkbox"/> 直近の事業年分の確定申告書(1枚目のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 令和元・2年分の確定申告書B(第一表)(1枚目のみ)
<input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書(確定申告書に添付したもの)	<input checked="" type="checkbox"/> 令和元・2年度分所得税申告決算書(確定申告書に添付したもので月別売上がわかること)
<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)	<input checked="" type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)
<input type="checkbox"/> 法人名義の通帳の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者名義の通帳の写し
<input type="checkbox"/> 開業届出の写し(開業届出、登記簿謄本、履歴事項全部証明書等)	<input checked="" type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることがわかるもの(開業届出、営業許可証、店舗の賃貸借契約書等)
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書

※出来るかぎり、確定申告書別表一の写しには收受日付印が押されていることが望ましい。
※e-Taxによる申請の場合は「受信通知」を添付すること。

様 式

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

結城市長 小林 栄 様

令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付申請書兼請求書

標記の件について、令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付要項第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項及び添付書類については事実と相違ありません。

また、交付の決定があったときは、指定口座へ振り込まれますよう、併せて請求します。

1 申請者

申請者区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主		
住所	〒 -		
事業所名			
代表者氏名		生年月日	年 月 日
電話番号		設立年月日	年 月 日
請求額	※ _____ 円	前回までの申請状況	有(1回・2回・3回) 無

2 振込先（法人は法人名義、個人事業主は同一名義の口座を記入してください。）

金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別	普通・当座	フリガナ	
口座番号		口座名義人	

3 事業内容

法人番号 (法人のみ記載)	※13桁の番号記載			
従業員数	人			
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 建設・運送業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> その他 ()			
売上比較	前年 月	前年 月	前年 月	前年合計 (A)
	今年 月	今年 月	今年 月	今年合計 (B)
※備考欄	減少率※ _____ %			

※備考欄		
確認①	確認②	審査

※計算式 ((A) - (B)) / (A) × 100 (小数第2位以下切り捨て)

(裏面)

同意書	
私は、結城市小規模事業者緊急支援給付金の交付に係る審査のため、結城市が市税等の申告・納付状況を確認すること及び関係機関に照会することについて同意します。	
年 月 日	
結城市長 小林 栄 様	
申請者	住 所.....
	事業所名.....
	氏 名.....

◆申請に必要な書類一覧

(下記のチェックリストにより確認すること。)

法人	個人事業主
<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書（様式第1号）の原本裏面に同意書及びチェックリスト	<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書（様式第1号）の原本裏面に同意書及びチェックリスト
<input type="checkbox"/> 直近の事業年分の確定申告書（1枚目のみ）	<input type="checkbox"/> 令和元・2年分の確定申告書B（第一表）（1枚目のみ）
<input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書（確定申告書に添付したもの）	<input type="checkbox"/> 令和元・2年度分所得税申告決算書（確定申告書に添付したもので月別売上がわかること）
<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等（3か月分）	<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等（3か月分）
<input type="checkbox"/> 法人名義の通帳の写し	<input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳の写し
<input type="checkbox"/> 開業届出の写し（開業届出、登記簿謄本、履歴事項全部証明書等）	<input type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることがわかるもの（開業届出、営業許可証、店舗の賃貸借契約書等）
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）
	<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書

※出来るかぎり、確定申告書別表一の写しには收受日付印が押されていることが望ましい。
※e-Taxによる申請の場合は「受信通知」を添付すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

結城市長 小 林 栄 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号）第7条の規定の趣旨を踏まえ、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、各種申込資格等の確認のため、貴市が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
(事業者を含む。)
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。)
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。)

はい ・ いいえ
(いずれかを○で囲む)

(誓約書裏面)

○ **結城市暴力団排除条例**（平成24年結城市条例第3号）より抜粋

（公共工事等に係る措置）

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**（平成3年法律第77号）より抜粋
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

要 項

令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金事業実施要項

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者等の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者等に対し、予算の範囲内において令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、当該給付金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項で規定する者であって、市内に本店を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人事業主
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上金額が令和2年11月から令和3年3月までの任意の連続する3か月間において前年同月比で30パーセント以上減少していること。ただし、令和2年度結城市小規模事業者緊急支援給付金（以下「令和2年度給付金」という。）の交付を受けた者にあつては、令和2年度給付金の申請時に対象とした連続する3か月間と今回の申請時に対象とする連続する3か月間について、重複がないようにしなければならない。
- (3) 市税等が完納されていること。
- (4) 直近の年分で確定申告をしていること
- (5) 市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

(非対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認めるもの

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表のとおりとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 給付金に係る申請受付開始日は、令和3年5月21日とする。

2 申請期限は、令和3年6月30日とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(交付の申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 令和元年11月から令和2年3月までの売上金額が確認できる確定申告書の写し

(2) 令和2年11月から令和3年3月までの連続する3か月間の売上金額を示した帳簿等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、正当な理由により前項に規定する書類を提出できない場合は、別に市長が定める書類を提出するものとする。

3 申請は、原則として郵送により市長に提出するものとする。

(交付及び不交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、速やかに内容を審査し、その結果を令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付決定通知書(様式第2号)又は令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、速やかに給付金を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(直近の確定申告書の提出義務)

第8条 給付金の交付を受けた者は、直近の確定申告を行った後、速やかにその書類の写しを市長に提出しなければならない。

(交付の取消及び返還)

第9条 市長は、給付金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付を取り消し、又は既に交付した給付金を返還させることができる。

(1) 交付の要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) 法令又はこの要項に違反したとき。

(4) 市長が不適正と認めるとき。

(庶務)

第10条 この要項に定める手続等については、経済環境部商工観光課において処理する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

申請区分	対象の連続する3か月間における前年同月と比較した際の売上金額減少率	給付金の額
法人	30パーセント以上50パーセント未満	10万円
	50パーセント以上	50万円
個人事業主	30パーセント以上50パーセント未満	10万円
	50パーセント以上	30万円